

## 住民投票制度構築のために検討すべき論点一覧

### 【論点の考え方】

ここに示される論点については、次の考えに該当するものである。

条例を策定するにあたり重要な論点

施行規則を制定するにあたり、特に重要な論点

を策定する上で、考え方の整理が必要な論点

### 【論点の分類】

議論を進めていくための単位として、各論点を次の20の項目に分類する。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 住民投票の意義と位置付け  | 11 実施機関等        |
| 2 投票結果に対する尊重義務  | 12 投票期日         |
| 3 個別設置型条例と常設型条例 | 13 情報提供         |
| 4 対象事項          | 14 投票運動         |
| 5 実施区域          | 15 投開票に関する事務    |
| 6 設問及び選択肢の設定    | 16 選挙との同日実施     |
| 7 住民の発議資格及び投票資格 | 17 成立要件         |
| 8 発議に要する署名      | 18 執行停止制度       |
| 9 投票資格者名簿       | 19 異議の申出（不服申立て） |
| 10 議会及び長の発議     | 20 再請求・再投票      |

### 1 住民投票の意義と位置付け

	論点	論点に対する考え方
1-1	住民投票の意義	市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要課題等の決定に当たっては、住民の意思を的確に把握し、最終的な判断に資することは市民自治を進める上でもたいへん有益かつ重要なことであり、このような場合においても住民投票は有効に機能する仕組みと考えられる。
1-2	住民投票と市民参加制度	住民投票制度は、自治基本条例に規定された「参加」の原則を具現化するものとして、第31条に明確に位置付けが示されているが、住民の意思を的確に把握するという住民投票が持つ本来的な目的が果たされるためには、十分な情報提供と、それに基づく活発な議論が不可欠と考えられる。 また、住民投票は、住民投票さえ実施すればすべてが解決するという万能な仕組みではなく、真に住民投票が必要な場面はどのようなときなのか、住民投票も多様な市民参加の一つであることを念頭に置いて、それぞれの目的、意義、効果、費用などを考慮した上で考えていかなければならない。 <b>【関連する論点】</b> 4-9
1-3	住民投票と間接民主制	わが国の地方自治制度は、議会、市長の二元代表制による間接民主制が採用されているため、直接民主制的な仕組みともいえる住民投票制度を否定的に捉える意見がある。しかし、住民投票制度は、間接民主制を否定するものではなく、それを補完する仕組みとして捉えられるものであり、自治体を取り巻く環境が多様化、複雑化していく中で、住民が自らの意思を直接表明する機会をより多く持つことは、かえって市政を活性化し、議会や市長の責務を増すことになるといえる。

## 2 投票結果に対する尊重義務

	論点	論点に対する考え方
2-1	結果の拘束力（諮問型か、拘束型か）	住民投票の結果が市長等を拘束する（又は、住民投票の結果を団体の意思とする）仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、諮問型（拘束力はなく、尊重することを規定する）として制度設計することが妥当である。
2-2	尊重義務とは何か	最高裁判例（群馬中央バス事件）を参考とすれば、尊重義務とは、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払うことと考えられる。合理的理由のない限り、これに反する決定をしないことまで求められるかについては、仮に求められないとしても、何らの理由もなく住民投票の結果に反する決定をなしえらることは考えられない。逆に、求められるとしても、政策決定における住民投票の結果の尊重義務は、最高裁の事案である行政処分における審議会答申の尊重義務に比較して、より重いものと考えられることができる。
2-3	尊重義務は市に課せられるのか	尊重義務規定は、投票結果を尊重して、投票事案に対する事後の措置を講ずるものなどの手続き規定と考えることができ、市という団体の意思決定の手続きは、議会又は市長若しくは他の執行機関が行うことになるため、市に対する尊重義務ということは考えられず、議会や市長などの機関に対して尊重義務は課せられるものと考えられる。
2-4	市長と議会との尊重義務の相違	議会の審議という過程において投票結果を尊重した議論が求められるものの、その結果として、住民投票の結果と異なる結論が出ることはありえる。これは、議会の決定は、各議員による自由な議論の結果、多数決により行われるという議会本来の機能から当然のことである。これに対して、市長の意思決定は単独で行われる。このことに着目すれば、議会における尊重義務と市長における尊重義務は、意味及び程度において相違があると考えられることができる。
2-5	住民に対する尊重義務	住民に議会や長と同等の尊重義務を課すことは、その責任の重さが異なる、また、住民の投票結果尊重義務は、個人の権利を制限するおそれがあるので慎重な検討が必要とされる。さらに、そもそも住民投票は、議会や市長の意思決定に住民意思を反映させるために行うものであるということからも、尊重義務が課せられるのは、議会と市長のみとするのが妥当と考えられる。なお、自治基本条例では、議会と市長にのみ尊重義務が課せられている。 【他の自治体の事例】 住民に対する尊重義務規定あり・・・高浜市、広島市、大竹市、我孫子市 他 住民に対する尊重義務規定なし・・・富士見市、美里町
2-6	尊重すべき投票結果	住民投票を実施する上で、「尊重すべき投票結果」は何かを明確にする必要があるが、過半数を占める意思とするか、あるいは、投票率、少数意見を含めた全体的な意思とするか、また、過半数を占める意思とした場合の母数の過半数は何か、さらには、成立要件を設けるか否かなどにより、その内容に差異が生じることになる。 なお、他の自治体では、概ね次の2つの規定例が見られる。 「住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する」とした上、「議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない」とする。 単に「議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない」とする。 の規定例からいえば、住民投票の結果とは「過半数をもって決せられた意思」そのものである。一方、の規定例では、住民投票の結果には甲という選択肢が多数を集めたこと、乙という意思が少数であったこと、又は、甲は乙よりも多かったけれども、ほとんど同数であったこと、そして投票率など、投票によって示された結果の全体が投票の結果ということが出来る。 【関連する論点】17-4

## 3 個別設置型条例と常設型条例

	論点	論点に対する考え方
3-1	常設型と個別型のどちらがのぞましいか	常設型条例とは、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておくものであり、個別設置型条例とは、住民の意思を確認する必要が生じたつど、住民の直接請求や議会又は市長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を得て制定されるものである。 常設型条例は、制度として確立していること、必要なときに迅速に対応できること、個別設置型よりも多くの署名を集める必要があるが、規定方法によっては署名が集まれば確実に住民投票が実施されることなど、個別設置型条例に比較して、住民としてのメリットが多い。

## 4 対象事項

	論点	論点に対する考え方
4-1	住民投票の対象となりうる市政運営上の重要事項とは何か	自治基本条例では、住民投票の対象事項を市政運営上の重要事項と規定しているが、市政運営上の重要事項とは、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、確定的にそれを表現することは難しい。また、住民や議会、市長、それぞれが考える重要事項の内容が必ずしも一致するものでもない。一方で、住民発議に必要な署名数を収集することができたとすれば、ハードルの高さを考えると、その事案はすでに市政運営上の重要事項であるとも考えられる。
4-2	対象事項の規定方法	住民投票制度が参加の重要な制度として活用されていくためには、なるべく対象事項を限定しない規定方法が望ましいということを基本的な考え方としつつ、制限列挙的にネガティブ・リストを併用するような仕組みが考えられる。他の自治体の常設型条例においても、ほとんどこの方法が採用されており、最も現実的な方法といえる。
4-3	「市の機関の権限に属しない事項」の考え方	「権限」を地方公共団体の「決定権限」というような狭い解釈をせず、国に対して意見表明等を行うことも地方公共団体固有の権限としてとらえるべきであり、可能な限り広く住民投票の対象事項とするように「権限」を解釈することが望ましい。
4-4	「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」の考え方	すでに法律上の制度があるため、全く同じ対象について条例による住民投票を行うことは、法律上の疑義が生じる。そのため、ネガティブ・リストに入れることは妥当と考えられる。
4-5	「市の組織、人事又は財務に関する事項」の考え方	ここでいう組織、人事、財務事項とは、直接的には市民に影響及ぼさない内部管理事項と考えられることから、適切な解釈・運用のもとでネガティブ・リストに入れることは妥当と考えられる。
4-6	「専ら特定の市民又は地域に係る事項」の考え方	特定の市民又は地域にかかわる事項については、全市的に意思の把握を行う住民投票についてはなじまないとの考え方もある。しかし、例えば、施設建設の問題などについては、施設建設される場所という点に着目すれば地域の問題とも捉えられるが、全市的な政策にかかわる場合もあることから、このような規定を設ける場合は十分な検討を要する。 【関連する論点】5-2、5-3
4-7	「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」の考え方	この規定は、市長に大きな裁量を与えるものであり、市長の判断の是非について争いが起こる可能性があるが、住民投票の濫用を防ぐとの観点からは、このような規定を設ける必要性があるとも考えられる。ただその場合、議会や第三者機関が関与する仕組みを設けるなど、市長の裁量権に一定の枠を設定するようなことも検討する必要がある。
4-8	直接請求の除外事項の考え方	地方税の賦課徴収条例の制定など、直接請求で除外されている事項を住民投票の対象とすることは、法に直接抵触するということはないと考えられ、逆に、このような事項こそ市政運営上の重要事項であり、民意の反映が必要であるとの考えもある。しかし、他方においては、これらの事項を対象とすることは、財政上重大な影響を及ぼす可能性もあることから、慎重な検討を要する。
4-9	定例的に実施することを前提とした対象事項規定の是非（定例化の是非）	住民投票を定例的に実施するということは、毎年、あるいは数年に一度、必ず住民投票が実施されるという仕組みであり、その意味は、住民投票制度を「伝家の宝刀」のようなものとはせず、住民の総意を積極的に把握する道具とすることである。しかし、その場合には、必ず住民投票にかけなければならない対象事項とはなにかを明確にする必要がある。これは、米国で広く行われている義務的レファレンダムに近い仕組みであるが、米国の住民投票制度は基本的に拘束型であり、また、自治制度もわが国とは大きな違いがあることに留意する必要がある。さらに、住民投票を定例化するということは、毎年又は数年に一度、数億円の費用がかかるということにも留意する必要がある。 以上のことをふまえて、定例的に住民投票を実施することを前提とした対象事項の規定については、慎重な検討を要する。 【関連する論点】1-2
4-10	条例の制定・改廃に関する事項の発議の特例的な仕組み導入の是非	高浜市をはじめ、多くの自治体では、条例の制定改廃については、直接請求手続きでの結果に不服がある場合のみ、住民投票請求を可能とする仕組みを採用している。これについては、一度議会において確定した団体意思を不安定なものとするという懸念もあるが、議会の意思決定に対する住民の総意を表示して、議会での再討議を促しうる仕組みの制度化という意味で興味深いものであることから、このような仕組みを検討する意味は大きいと思われる。

## 5 実施区域

	論点	論点に対する考え方
5-1	実施区域と区民投票	<p>住民投票は市政運営上の重要事項を対象とすることから、全市を実施区域とすることが基本である。しかし、本市においては行政区があること、また、細長い地理的な背景から地域ごとの特性が顕著であることなどから、区民投票に対するニーズはあるものと考えられる。ただ、区民投票は、その投票結果に対する拘束力はないとした場合においても、対象事項によっては少なからず全市に影響を及ぼすような可能性もあり、また、住民全体の代表としての位置付けにある市長が、一部の区民の意思を尊重しなければならないのか、など多くの検討すべき課題がある。</p> <p>さらに、少数者に配慮した意思決定を求める制度として、市として実施する住民投票というものも考えられるが、この場合、区民の意思を問うべき対象事項がどのようなものであるか、発議者はどうなるのか、議会及び市長の尊重義務は、全住民の投票の場合とどのように異なるのかなど、やはり多くの検討すべき課題がある。</p> <p>以上のことから、区民投票については将来的な課題であり、現時点では制度化することは困難と考えられる。</p>
5-2	特定の地域住民のみが使用する施設に関する住民投票の実施区域の考え方 (例：学校の統廃合)	<p>必ずしも市全域を実施区域とせずとも、ある特定の地域のみを対象にしたほうがより正確な民意を反映できるような事案も存在しうる。ただ一方では、どんな事案にしても予算との関係が発生することから、その一部地域のみで住民投票を実施することには問題があるとの指摘もあり、住民投票の実施区域については、住民投票にかけるべき対象事項と密接な関係があるといえる。</p> <p>昭和59年に議会で否決された逗子市条例案は、全市と一部地域の関係を成立要件の中で示したものであり、実施区域を考えていく上でも参考となりえる事例である。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 4-6</p>
5-3	住民の意見を二分するような施設建設に関する住民投票の実施区域の考え方	<p>市域全体と一部の地域の結果が異なることが予想されるような事案については、住民投票の対象事項から除外すべきという考え方もあるが、その一方では、このような住民の意見を二分するような施設建設に関する事案こそ、住民投票にかけるべきという考えもある。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 4-6</p>

## 6 設問及び選択肢の設定

	論点	論点に対する考え方
6-1	選択肢の規定方法	<p>選択肢設定者の恣意性を排除するという観点からも、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えられる。</p>
6-2	設問及び選択肢の設定者	<p>常設型の場合、だれがその設定を行うかを明確に規定する必要があるが、発議者の意図を尊重するという観点からも、それは原則として発議者が行うものと考えられる。</p>

## 7 住民の発議資格及び投票資格

	論点	論点に対する考え方
7-1	年齢要件	<p>住民投票は、その発議や投票によって、未成年者になんら不利益な影響を与えることなく、その意味では発議資格及び投票資格を20歳以上の者に限定する積極的な意味はないと思われる。また、100を超える地方議会で選挙権年齢の引き下げを求める意見書が採択されるなど、未成年者に一定の政治的な権利を与えることは、未成年者の権利を守ることにつながるとも考えられている。(本市も平成11年に意見書が採択されている。)</p> <p>このように、住民投票において未成年者を除外する合理的理由はないと考えられる。未成年者であっても18歳以上は、成年と同様に取り扱われている法律等は多くあり、また、18歳以上に選挙権を与えることが世界的な潮流となっていることなどを考え合わせると、18歳に一定の意味を与えることは考慮に値するといえる。</p>
7-2	18歳未満の者への資格の付与	<p>本市の将来にかかわる事項については、次の時代を担う世代を投票資格者として含めるべきとの意見もあるが、年齢要件については、基本的に対象事案に対する判断能力の有無がその根拠になると考えられる。住民投票にかける事案によっては、投票資格及び発議資格の範囲を広げること容認すべきとの意見もあるが、実際上は資格者を決定する判断基準の設定が非常に困難である。</p> <p>また、本市の「子どもの権利に関する条例」では、子どもを18歳未満と定義しており、さらに条例第29条(子どもの参加の促進)において「市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会(中略)を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるもの」とされている。</p> <p>以上ことを踏まえ、18歳未満の者についても資格を付与すべきか検討を要する。</p> <p><b>【他の自治体の状況】</b>            大和市、逗子市条例案：16歳以上            広島市 他：18歳以上</p>

7-3	国籍要件	<p>住民投票は、本市に居住する住民の意思を確認するためのものであり、外国人についても、当然、投票資格及び発議資格は認められるべきであるが、その範囲については、資格者たる要件を明確にする中で決められるべきものと考えられる。</p> <p>一方で、外国人のアイデンティティーの問題があり、一方的に資格を付与することの是非については十分に検討しなければならないが、現在、国会で審議されている地方参政権法案は、この点に配慮し、外国人については登録制を採用していると思われる。</p>
7-4	住所要件	<p>他の自治体の常設型条例ではすべて3ヵ月以上としているが、これは公職選挙法に準じたものであり、住民投票を行うのに必要な情報を得る期間としての観点からも妥当と考えられる。</p> <p>ただ、外国人市民代表者会議の提言では、外国人の資格要件として、「1年以上市内に外国人登録をしている外国人」としているが、この場合わが国に長年住所を有していても、市内在住期間が1年に満たない外国人は資格を得ることができず、日本国籍を有する者との整合をどのように整理するか検討を要する。</p>
7-5	議会や長の関与の是非	<p>住民の発議に対して議会や長が関与する仕組みが望ましいか、関与するとした場合、どのような方法が考えられるか検討を要する。なお、関与の是非について、次のような見解がある。</p> <p><b>(容認する見解)</b> 関与に伴う議会などにおける議論が、市全体の議論の深まりを導き、住民投票の課題に対する理解を深める効果を持つことも考えられる。</p> <p><b>(否定する見解)</b> 直接民主主義的な制度である住民投票に間接民主主義的手段である議会や長が関与する必要性は低い。直接請求により提案された個別設置型条例案がほとんど否決されてしまう状況からすると、議会や市長の必要以上の関与は認めべきではない。 住民投票の濫用を防ぐために関与が必要との意見もあるが、濫用の問題は、必要な署名数の設定で対応すべきとも考えられる。</p>

## 8 発議に要する署名

	論 点	論点に対する考え方
8-1	住民発議に要する署名数	<p>次に示す上限・下限の考え方を基本として、その間でどのくらいの署名数が必要かについては、本市の人口や地理的条件等を踏まえ決定する必要がある。なお、同じ政令指定都市で、かつ、本市とほぼ同じ人口規模の広島市では1/10以上という規定になっている。</p> <p><b>上限：議会の解散請求、長等の解職請求の1/3以上</b> 発議の後にどのような仕組みがあるかによって、その数値の高低が異なっている。住民投票の発議においては、どの程度が適当かという合理的基準はなく、立法政策の問題といえようが、拘束型の住民投票を前提としていないとすれば、人口規模にもよるが、1/3以上よりも高い要件を設定することは均衡を失するおそれがある。</p> <p><b>下限：自治法に規定された条例の制定改廃1/50以上</b> 対象とされる課題や住民投票の必要性についての議論の深まりが期待できない可能性があること、濫用を防ぐという観点も必要となることから、1/50以上を上回ることが必要であり、人口規模や他の地方公共団体の事例をもとに検討する必要がある。</p>
8-2	署名期間	<p>同じ署名数を収集するとしても、収集期間が違えば、その実現可能性に差が生じることになる。すべての常設型条例が1ヶ月以内としているが、これは地方自治法に規定される直接請求の仕組みに準じていると思われる。ただ、地方自治法では、都道府県については2ヶ月以内と規定しており、都道府県並みの人口を有する本市の場合、どのくらいの期間設定が適切か検討を要する。</p> <p>【参考】(川崎市)人口：約132万人、面積：約144km<sup>2</sup>、(香川県)人口：約101万人、面積：約1,876km<sup>2</sup></p>
8-3	署名簿の縦覧	<p>直接請求制度では、署名簿の縦覧が義務づけられているが、これは審査の終了した署名簿に対する異議の申し出の期間を保障し、それにより名簿の公正性をより高めることを目的としている。この考えに準じれば、住民投票においても署名簿の縦覧の必要性はあるものと考えられる。</p> <p>ただ、縦覧のしくみがあるために、国籍を明かしたくないと考える外国人が署名を控えようとする行動をとる可能性もあることから、例えば通称名の使用が可能かなどの検討を要する。</p> <p>【関連する論点】9-4</p>

## 9 投票資格者名簿

	論 点	論点に対する考え方
9-1	日本国籍を有する未成年者の名簿登録	投票資格者名簿については、選挙人名簿と同様に、住民基本台帳の記載を利用して自動的に調製する方法が最も効率的な方法と考えられる。しかし、未成年者の個人情報保護の観点から登録制とする制度設計も考えられるが、この論点については、縦覧・閲覧制度と併せて検討する必要がある。
9-2	外国人の名簿登録	外国人市民代表者会議は、外国人についても登録手続きを要せずに、名簿登載するように提言しているが、その場合には、外国人登録原票の記載を利用する必要がある。しかし、外国人登録法は、「法律の定める事務」を国や地方自治体が行う場合には、登録原票の記載の利用を認めているが、条例に基づく住民投票の投票資格者名簿の作成にまで利用できるかについては、慎重な検討を要する。そのため、この場合には、投票資格を希望する本人からの個人情報の提供（登録制）によらざるを得ないのではないかと考えられるが、一方では、外国人に対して、投票資格が付与されるような場合であれば外国人登録原票の記載の利用を許容される可能性がある。ただ、その場合においても、何人も自由に名簿を閲覧・縦覧できるようなことまでは許容されるものではないとするのが、法律の趣旨であると解される。 また一方で、外国人のアイデンティティや個人情報保護に配慮するという観点からは登録制が望ましいとの意見もあり、現在、国会で審議されている地方参政権法案でもその点に留意し、登録制を採用している。
9-3	投票資格者名簿の縦覧・閲覧制度の是非	公職選挙法に規定された縦覧制度は、異議の申出の制度とリンクさせることによって、選挙人に名簿の登録に際し異議を唱える機会を与え、登録もれ、選挙権のない者の登録、二重登録を防止して、名簿の正確を期すことを目的として行われている。同様に、閲覧制度も、名簿の正確を期すため、名簿を常に選挙人の目に触れさせるよう行われている。 住民投票制度でも、同様のしくみが必要かについては検討を要するが、悪意閲覧に対する制裁措置の検討も併せ、現在、国で検討されている「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方研究会」での検討経過を踏まえて考えていく必要がある。
9-4	名簿の通称名の使用	国籍を明かしたくないと考える外国人への配慮などから、名簿に通称名を使用することは可能か。それとも、本名と併記する方法であれば可能か、併せて整理する必要がある。このことについては、投票案内通知のハガキや署名に通称名を使用すること併せて検討を要する。 【関連する論点】8-3

## 10 議会及び長の発議

	論 点	論点に対する考え方
10-1	議会及び市長の発議権	議会や市長に発議権を認めることについては、次のとおり一定の妥当性があり、すでに自治基本条例にも規定がされている。  議会や市長は、自ら民意の把握を行おうとした場合には、住民投票ではなく、アンケートを行うことが可能であるとの意見もあるが、アンケートでは一部の住民しか参加できないために、住民全体として市の重要な課題の解決に自ら参加したということにはならず、参加意欲の減退につながることも考えられる。 アンケートは、法的に尊重義務は生じないが、住民投票制度は、その政治的な重みをもとに誰が発議しようとするか、その結果に対する尊重義務が議会や市長に適用される。 そのつど個別設置型条例を制定する場合は、住民投票の対象とする課題の議論と制度設計の議論が複雑に絡まり、住民投票に至らない場合も考えられる。 選挙の結果は、公約として提示した市長の意見に対する判断のみで形成されるものとは限らない。 市の存立にかかわる問題や、将来に大きな影響を与える市政の重要課題について、議会と市長の意見の調整が図れない場合や、住民の総意を明確に把握する必要がある場合において、速やかに議会や市長の立場として住民投票を行う必要があるケースは考えられる。
10-2	議員の発議	議会と議員の両者をともに発議者とするのは、一方を無意味なものにするためできない。また、議員発議という制度を採用すれば、議会の多数派と少数派の議論が活発化することも期待できるとの考えもあるが、議員発議については、議員の権限の創設ともとらえられることから、議会発議に代えて議員発議を採用することは難しい。
10-3	行政委員会が発議主体になることの是非	条例により、各執行機関を住民投票の発議主体にすることが法的に可能であるとしても、各執行機関は長の所轄のもとに、すべて、一体として行政機能を発揮するという地方自治法の趣旨を鑑み、市長を発議主体として代表させることがふさわしいと考えられる。
10-4	議会と長の相互牽制について	個別設置型のように、常設型にも相互牽制機能が必要との考えもあるが、常設型条例を制定する意味から考えると、住民投票を必要とするつど、相手方の同意を必要とすることは、常設型条例の意味を薄めてしまうこととなり、そのような強い相互牽制機能は好ましくないとの考え方もあり、その点についてのさらなる整理が必要である。
10-5	議会発議に係る議案の提出に必要な議員の賛成者数	議会発議に係る議案を団体意思の決定と考えれば、地方自治法第112条の規定により、自動的に1/12以上の賛成者となるが、機関意思の決定と考えるならば、他の自治体の事例もあるように、1/3以上や1/10以上などの規定を設けることも可能と考えられる。これらの事例は、発議に係る議案提出の濫用を防ぐことを目的としたものと考えられる。 なお、臨時会の招集に必要な賛成者数は、議員定数の1/4以上である。

## 11 実施機関等

	論 点	論点に対する考え方
11-1	住民投票の実施機関	<p>条例により住民投票に関する事務を、選挙管理委員会の新たな事務として位置付けることが法的に可能であるとしても、住民投票に関する事務は、投開票にかかわる事務だけではなく、対象事項の確認や情報提供のあり方など総合的に判断する部分もあることから、市長が実施機関になることが妥当であると考えられる。</p> <p>また、新たな行政委員会や附属機関を設置し、それを実施機関とすることは、地方自治法上の問題から困難と考えられる。そのため、市長が実施機関になることが妥当であると考えられる。</p>
11-2	選挙管理委員会への事務委任の是非	<p>選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会であるということ以外に、当然のことながら選挙人名簿の調製や管理なども含めた投開票事務に関するノウハウを有しており、また、選挙との同日実施などを考えた場合、効率性、機能性の観点からも、選挙管理委員会が住民投票の事務を執行することは妥当な方法と考えられる。</p> <p>このようなことから、住民投票の実施機関は市長とした上で、実際の投票事務や名簿の管理などについては、選挙管理委員会に委任する方法が最も現実的、かつ効率的と考えられる。</p>
11-3	選挙管理委員会への委任の範囲	<p>選挙管理委員会への委任の範囲は、住民投票の発議に関する事務から投票結果の確定までの広範なものであり、投票資格者名簿の管理や住民発議の署名確認作業など、相当な作業量が見込まれるものを含む住民投票に係る事務のほとんどが該当することになると考えられる。</p>
11-4	区選挙管理委員会への委任	<p>市選挙管理委員会が担う事務と区選挙管理委員会が担う事務を整理し、双方との協議の上、それぞれに委任することになる。</p>

## 12 投票期日

	論 点	論点に対する考え方
12-1	投票期日の考え方	<p>投票期日については、投票実施の告示以降、その準備に必要な期間を考慮した上で、すみやかに実施することが原則である。（広島市：市長が90日を超えない範囲内で定める）</p> <p>なお、同日実施が是とされた場合には、同日実施の形態により、その仕組みが異なる。</p> <p><b>必ず選挙と同日で住民投票を実施するとした場合</b> 指定された選挙の投票日が、必ず住民投票の投票期日となる。</p> <p><b>選挙と同日、住民投票単独、どちらでも住民投票を実施することができるとした場合</b> 住民投票を実施されるとした日が、選挙の行われる日の前後何日の場合は同日実施とするというような方法が考えられるが、これ以外の方法は考えられるか。</p> <p>【関連する論点】16-3</p>

## 13 情報提供

	論 点	論点に対する考え方
13-1	選挙管理委員会が情報を提供することについて	<p>選挙管理委員会は、投票事務の中立性、公平性、公正性の観点から、伝えるべき情報の発信主体としてふさわしいが、自らは情報を持ちえないために、選挙管理委員会が行う情報提供としては、住民投票実施にかかわる投票日や投票時間等の事務的事項にとどまるものと考えられる。</p> <p>なお、賛成派・反対派から提出された意見等を公表するような仕組みが用意される場合は、選挙管理委員会ではその内容のチェック等は行わず、原則的に、双方の意見をそのまま公報などを通じて提供することになる。</p>

13-2	市長が行う情報提供のあり方	<p>次の3つの考え方をもとに、市長が中立的な立場として行う情報提供のあり方を整理する必要がある。</p> <p>最も情報を知りえる立場にある市長が発議者となった場合に、自らの政策実現のために偏った情報提供を行うのではないかと懸念が生じることである。しかしながら、それを理由に市長の情報提供を制限すれば、かえって公平・公正な住民投票が阻害される可能性がある。そのため、市長による情報提供は制限せず、その情報に対して、議会や住民などが意見表明などの手段でチェック機能を働かせるような仕組みも考えられる。</p> <p>市長がなすべき重要な情報提供手段として、賛成派・反対派が自由にそれぞれの意見を主張できるような場の提供を行うことが考えられる。住民投票をより価値あるものにするためには、その前段階で住民間のコミュニケーションをどのように組み込めるか、公正なフォーラムをどのように作れるかということが重要である。ただ、この場合でも、賛成派・反対派をどのように認知するかという問題は生じる。選挙の場合は候補者が、また、直接請求の場合は請求代表者が明確になっているが、住民投票の場合、発議者は明確になっているものの、必ずしもその発議者が賛成・反対を明確に表明しているとは限らない。また、反対派が賛成派を装って、非論理的な情報提供を行うことも考えられ、さらに、同じ反対派であっても、その主張が必ずしも一致していないケースも考えられる。</p> <p>行政が情報提供を行うときに、その情報の公平性、公正性をどのように担保するかという検討も重要であるが、それよりも住民や議員が広く自由に意見を出しあえるような仕組みづくりを行うことが重要であるという考えもある。そして、それにより、住民レベルでの関心が高まるとともに、住民投票に関する理解も深まるものと考えられる。</p>
13-3	議会、議員（会派）、市長による意見表明	<p>本来的には、議会、議員（会派）及び市長は、意見を表明すること、または、しないことを自由に選択できるものではあるが、別の一面からみると、これらの意見表明は、住民が自らの投票についての意思決定するための有効な判断材料となりえるとも考えられる。これらの考えを踏まえ、次の点について検討を要する。</p> <p>市長に賛否の公表を義務付けるとすれば、市長は、地方自治体の最高責任者として、当該事案に対する明確な意見を表明しなければならなくなる。この場合、住民投票は、市長に対する信任投票の性格を帯びる可能性がある。その一方、住民投票の実施において、市長があまりにも優越的な地位にある場合に意見表明を行うことは、公正な競争になりえないという指摘がある。</p> <p>議員が対象事案に対する意見表明を行うとすれば、住民投票においても、投票資格者が投票する際の大きな判断材料になると考えられる。</p> <p>また、会派ごとに意見を表明とした場合でも、多数派・少数派の意見を含め、多様な意見を表明したということに過ぎず、当然それが議会全体の意見ということにはなりえないが、投票資格者から見れば、同様に有用な情報になると考えられる。しかしこの方法は、その規定の仕方によっては議員に対して明確な考え方を要求するということになり、義務規定とするのか、又は「意見を述べるができる」という権利規定にするのかということの検討も必要になる。</p> <p>議会が意見表明を行うには、法律的には機関意思の決定という形を取らざるを得なくなり、議案が提出されなければ機関の賛否を問うという行為はできないことになる。</p> <p>制度設計として、必ず議会に意思表示をすることを義務付けるのではなく、必要に応じて賛否の議決を行うことができるような権利規定にすることも考えられるが、実際問題として、住民投票の結果を尊重する責務があるので、住民投票前に議決をとるということは、議会にとって相当に難しい判断になると考えられる。</p> <p>意見表明の方法については、今後、詳細な検討を行う必要はあるとしても、二元代表制の理念、議事機関という議会の役割を鑑みると、住民投票に対する情報提供には、議会が積極的に関与できるような制度設計が望ましいと考えられる。特に市長提案の場合には、議会がその事案に対し、一方的に意見表明を行うだけでなく、市長の提案に対して議会がどのような考えを持っているかについて意見表明をすることにより、議会による市長・行政に対するチェック機能を働かせるような仕組みについても検討を要する。</p>

## 14 投票運動

	論 点	論点に対する考え方
14-1	投票運動に対する考え方	<p>条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定が適用されないことから、基本的には自由に投票運動を行うことが可能である。しかしながら、過去には投票運動に伴う供応の事実が新聞報道で取り上げられたことがあるように、公正性や公平性を保っていくためには、ある程度の規制を設ける必要があるとの意見もある。ただ、投票運動は、投票資格者に対する情報提供という観点からすると、最も効果的な手段であるとも考えられ、当然、買収や供応、脅迫などの悪質な行為は禁止されるべきであるが、それ以外については基本的に制限を設けないことが望ましいとも考えられる。</p> <p>また、戸別訪問については、世界的にみると一般的に行われている選挙運動であり、かつ、非常に効果的な情報提供手段であることから、住民投票においては、戸別訪問を禁止するべきではないとの指摘もある。これは、そもそも公職選挙法自体の規制が厳しすぎるとの意見もあり、過去にわが国においても、この戸別訪問の自由化が公職選挙法の改正案に盛り込まれたことがある。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 17-5</p>

14-2	罰則に対する考え方	<p>悪質な行為による投票運動の禁止規定を設けるならば、その規定の実効性を担保するためには、併せて罰則規定を設けることも考えられるが、その場合、公選法上の文書図画の頒布や掲示に関する行為などの形式犯などに比して、実質犯とされる買収や利益誘導などのより悪質な行為については、禁止規定を実質的に担保するために罰則規定を設ける必要性が高いと考えられる。また、この場合、行政刑罰とするか、あるいは秩序罰とするかについての検討も必要である。</p> <p>その一方で、諮問型である住民投票では、罰則まで規定する必要はないのではとの意見もある。</p> <p>なお、三野町では、罰則規定ではないが、買収や強迫などの違反者を広報誌や掲示板に公表するとしている。</p>
14-3	運動資金の規制	<p>住民投票の場合は、賛成派・反対派それぞれの内部に複数の団体（個人）が存在し、各団体が別々に投票運動を行うということも当然ありえるので、どのような仕組みを導入すればよいのかは非常に難しい。また、そもそも何をもって賛成派・反対派と明確に判断するか、實際上、困難である。</p>
14-4	本市職員による投票運動のあり方	<p>平成14年11月に憲法調査推進議員連盟が作成した「憲法改正国民投票法案」では、国民投票に関する運動については、基本的に自由であるという原則の下に、公務員のように、立場上、公正であることが求められる者の行為については、公職選挙法にならい、裁判官、検察官などの特定公務員の国民投票運動の禁止、国及び地方公共団体の公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止が設けられている。</p> <p>また、地方公務員法は、一般職の公務員の政治的活動に一定の制限を課しているが、住民投票の投票運動がここでいう政治的活動に該当するか否かを含めて、本市職員の投票運動についての考え方を明確にする必要がある。</p>

## 15 投票に関する事務

	論 点	論点に対する考え方
15-1	投票に関する事務の基本的な考え方	<p>投票事務については、すでに選挙制度の中で確立されている部分が多いことから、特段問題がある場合を除き、可能な限り住民投票制度においても準用することが望ましい。</p>
15-2	投票区と開票区の設定	<p>政令指定都市の選挙の場合、公職選挙法で行政区ごとに投票区と開票区を設定することになっており、さらに投票区については区選挙管理委員会が必要と認める場合はいくつかの投票区に分割することが認められている。この規定の趣旨は、投票事務に対する公正性、効率性に配慮したものと解されるが、住民投票においてもこれに準じることが望ましい。</p> <p>また、投票に関する実務を選挙管理委員会に委任することを前提とした場合、投票区と開票区を選挙と違う設定とすれば、事務が相当煩雑になることが予想され、その点からも選挙に準じた方法をとることが望ましいと考えられる。</p>
15-3	外国人・未成年者の投票所のあり方	<p>住民投票を単独で実施する場合には、外国人や未成年者の区別なく、同一の投票所で投票することが可能であるが、選挙との同日実施の場合には、公職選挙法の規定より選挙の有権者や選挙従事者等以外は、基本的に投票所内に立ち入れないことになっている。</p> <p>通常、選挙は学校の体育館などを投票所として実施されることが多いが、例えば理論上、それを分割し、独立した施設として位置付け、投票資格者がそれぞれの資格に応じて投票できるような仕組みを作ることができれば、投票管理者や投票事務に係る人員の件数などが抑制され、費用の軽減効果を生み出すことができる。その位置付けさえ明確にすれば、同一建物内に有権者以外の者がいたとしても、選挙の公正性を阻害することにはならず、公職選挙法の規定にも抵触しないとの可能性もある。</p> <p>しかし、投票所の配置方法により、一見してその人が外国人や未成年者であると思われるようであれば、それが理由で外国人や未成年者が投票を控えてしまうようなことも考えられることから、これらに配慮した投票所の配置方法の検討も必要である。</p> <p>そのため、外国人と未成年者のための投票所を各区に1ヶ所ずつ設置するような制度設計も考えられるが、この場合、同日実施か否かによって、外国人と未成年者の投票所を変更するような仕組みは可能かということについても検討を要する。</p>
15-4	期日前投票・不在者投票制度の導入	<p>選挙制度においては、選挙当日に職務や航行中の者、あるいは重度の障害がある者に配慮した不在者投票制度があり、また、平成15年11月からは、新たに期日前投票制度が創設された。これらの制度は、選挙人の投票しやすい環境づくりや、投票率の向上の面で大きな効果があり、住民投票制度においても同様の仕組みづくりを行うことが制度上望ましいとも考えられる。</p> <p>ただ、選挙とは違い、住民投票では、外国人や未成年者、禁固刑以上の刑を処せられた者も投票資格者等になる可能性があるなどの固有の問題もあり、また、選挙と住民投票はそもそも別の制度であるという点などを鑑み、住民投票において、どこまで不在者投票や期日前投票の仕組みを整える必要があるのか、十分に検討を要する。</p>

## 16 選挙との同日実施

	論 点	論点に対する考え方
16-1	同日実施のメリット	<p>公職選挙法は、法律に基づく住民投票との同時実施の制度化もされているが、これらは有権者の負担の軽減、それに伴う投票率の向上や投票費用の軽減などのメリットに着目してのものと思われるが、条例に基づく住民投票と選挙の同日実施についても同様に考えることができる。他の自治体においても、選挙と住民投票の同日実施の事例は、数多く見られる。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 12-1</p>
16-2	同日実施の是非	<p>同日実施に対する考え方として次のようなものがあるが、これの見解を踏まえて同日実施の是非を考えなければならない。</p> <p><b>同日実施の際に公職選挙法が住民投票運動に及ぼす制約</b>  「住民投票運動は自由」という規定にしたとしても、同日実施又は選挙の運動期間と住民投票の運動期間が重複する場合、公職選挙法に抵触する可能性のある事項が数多くあり、そのため、もっとも議論が必要な投票直前の時期に住民投票の投票運動の機会が奪われてしまうおそれもある。しかし、これに対しては、住民投票の争点は降って湧いたように突然発生するものではなく、長い間の議論を経て投票が実施される性質のものであること、また、告示期間を選挙に比して長くとることにより、十分に議論を行う時間を確保することが可能であるとの理由から、それが同日実施を否定するものではないとの考えもある。</p> <p>また、運動団体が選挙期間中に投票運動を行うためには、運動団体が確認団体になることが考えられるが、一の確認団体の所属候補者又は支援候補者とされた候補者は、他の確認団体の所属候補者又は支援候補者とされることはできないこと、特定の政党その他の政治団体と主義・主張が一致することが困難なことなど、確認団体になるには多くの問題がある。さらに、確認団体になるということは、住民投票と議員や市長を選ぶという判断が一致してしまうということにもなり、住民投票を実施する本来の意味が薄れてしまうのではないかと懸念もある。しかし、その懸念に対しては、確認団体になることで選挙の候補者の行動に影響を与えることが可能になり、住民投票の結果を尊重するためには、むしろ合理的な制度設計であるとの考えもある。</p> <p><b>同日実施が選挙に与える影響</b>  国政選挙の場合、両者の争点がリンクする部分は一般的にみて少なく、そのため住民投票の争点が国政選挙の投票行動に与える影響は少ないと考えられるが、住民投票という地域に密接な課題への関心が投票所へ住民の足を向かわせ、同時に国政選挙の投票もできるという負担の軽減の結果、国政選挙の投票率を高める効果があるものと考えられる。</p> <p>地方選挙の場合は、住民投票の争点と選挙の争点は密接なかかわりを持つことが考えられ、投票率への影響のみではなく、国政選挙と同日に行う場合に比較して、投票行動への影響も大きいと考えられる。しかし、他の自治体の事例では、住民投票の結果と市議会議員選挙の結果が必ずしも結びつかなかったとされる事例もある。</p> <p>地方選挙との同日実施が、選挙の投票行動に大きな影響を与えたケースは、争点が明確にされることにより、有権者の目を政治に向けさせる効果を持ち、選挙を活性化させるとともに地域における政治状況の変化をもたらす大きな力を持つ結果となる。このことは、通常、肯定的にとらえられるであろうが、4年間の市政全体を信託する選挙が、単一の争点で判断されてよいかという考えもある。</p> <p>同日実施は、選挙へ大きな影響を与える可能性があり、発議権者が、自己又は自己の属する集団の選挙が有利となるような争点を提示し、同日実施を求めることが考えられ、このことから同日実施を認めるべきではないという否定的な見解がある。それに対して、その時点における市政の重要な課題に対して行われるのならば、同日実施は否定されるものではなく、もし不要な住民投票を他の目的のために実施しようとしているのならば、その旨を相手方の集団が主張し、全体に問えばよいことであり、その結果、発議した者又はその属する集団に有利に働いたとしても、それは住民の意思であるとの意見もある。</p> <p><b>同日実施後における議員及び長への活動の影響</b>  議会の議員の選挙や市長の選挙との同日実施の場合、投票結果がその後の議員や市長の行動に拘束を与えるものではなくとも、大きな影響を与えることになり、例えば、議員がある事案について反対と考えていても、住民投票の結果が賛成であれば、その議員が自分の考えを議会等で意見表明することが難しくなることも予想される。</p> <p>このように同日実施を行った場合は、選挙と住民投票の同じ時点で当選した候補者に投票した有権者の多くが、その候補者の公約を否定した可能性はきわめて高い。そのため、単独の住民投票に比較して、議員や市長の活動に大きな影響を与え、住民の意思を尊重するということをより強める結果となることは十分に考えられる。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 12-1</p>
16-3	(同日実施を是とした場合)同日実施の方法	<p><b>必ず選挙と同日で住民投票を実施する。</b></p> <p><b>選挙と同日、住民投票単独、どちらでも住民投票を実施することができる。</b></p> <p>の場合、地方選挙を対象とした場合は、現行ではほぼ2年おきにしか住民投票にかけることができず、喫緊の事案であっても、タイミングを逸する可能性がある。なお、米国では基本的に2年おきの選挙のタイミングで住民投票が実施されている。</p> <p>また、の場合、発議者の意思で選挙と同日にするか否かの決定ができることになる。</p> <p>以上のことを踏まえて、同日実施の考え方を整理する必要がある。</p> <p><b>【関連する論点】</b> 12-1</p>

## 17 成立要件

	論 点	論点に対する考え方
17-1	成立要件設定の是非	成立要件を設定する理由は、投票率が低い場合に一部の住民の意見が議会や市長の決定に大きな影響を与えることとなってしまう、特に、僅差の場合や、組織的な投票行動があるような住民投票においては、その危険性が強いということである。しかし、法に基づく住民投票や選挙の投票には成立要件の規定はないこと、ボイコット運動を招きやすいこと、住民投票に対する住民の期待感を失わせるおそれがあること、拘束型ならばともかく、諮問型においては「尊重義務」を生じさせるのみであること、などから成立要件は不要とする考えもある。
17-2	(成立要件を設定するとした場合)成立要件の規定方法	成立要件を設定するとした場合、その方法は、一定の投票率(投票総数/投票資格者総数)以上とする方法、または一定の絶対得票率(住民投票において過半数を占めた選択肢に対する投票総数/投票資格者総数)以上とする方法の2つの方法がある。前者は成立要件を規定している多くの地方自治体で採られている方法であり、後者は三野町で採られている方法である。
17-3	(成立要件を設定するとした場合)成立要件の割合	一定の投票率を成立要件とした場合は、高い投票率を設定すれば、ボイコット運動を招くなどの問題が生ずることから、どの程度の率が妥当か、慎重な検討が必要であるが、余り低い投票率を設定すれば、要件を設定する意味自体が薄れることになる。成立要件としてどの程度の投票率が妥当かという問題は、人口規模や直近の議員や長の選挙の投票率なども考慮したうえで決定すべきであり、その際に、次に述べるような開票とボイコット運動の関係から見て、成立要件を満たさなくとも開票は行うという制度設計も検討する必要がある。 絶対得票率を成立要件とした場合には、あまり高い絶対得票率を設定すれば、ボイコット運動を招くおそれはある。しかし、三野町のように必ず開票する仕組みを採れば、ボイコット運動が反対派に比べ、特に自派に浸透している場合、開票の結果は、ボイコット運動を行った集団の意思とは逆の意思が比較多数となっている可能性が強い。そうだとすれば、ボイコット運動を行った集団にとって、その結果は政治的にマイナスとなることから、前者の方法に比較してボイコット運動に進むことにブレーキがかかることが考えられる。
17-4	(成立要件を一定の投票率以上と設定した場合)不成立の際の開票の是非	不成立の場合に開票しないという仕組みは、開票に伴う経費の節減効果はあるが、住民が投票した意思が全く公表されないことになり、投票した住民からは不満が生じ、その後の投票意欲の減退につながるおそれがある。一方、不成立であっても開票がされる場合は、ボイコット運動の抑止効果は期待できるものの、たとえ不成立であっても、そこで示された過半数の結果がなんらかの影響を及ぼすことも考えられる。 これらのことを踏まえ、不成立の際の開票の是非を考える必要がある。 【関連する論点】2-6
17-5	ボイコット運動の禁止規定について	投票のボイコットを強要されるような懸念があることから、ボイコット運動の禁止という規定を置くことも考えられるが、ボイコット運動も政治的主張の1つであるとするれば、憲法上の問題を招く危険性もあり、それを禁止することは困難である。 【関連する論点】14-1

## 18 執行停止制度

	論 点	論点に対する考え方
18-1	執行停止制度導入の是非	住民投票制度の中に執行停止の仕組みを設けなくとも、住民投票の対象事案が行政不服審査や住民監査請求の対象に該当すれば、それらの手続きの中で執行が停止される可能性はある。 また、諮問型住民投票制度である以上、住民投票の結果に対する議会や市長の義務は尊重義務にとどまるものである。 このようなことから、「住民投票の告示後(又は、請求、発議の受理後)は、住民投票を実施するということに配慮して行政事務を遂行しなければならない」程度の訓示規定ならばともかく、執行停止制度を導入する積極的理由はないと思われる。

## 19 異議の申出(不服申立て)

	論 点	論点に対する考え方
19-1	異議の申出(不服申立て)制度導入の是非	<p>異議の申出とは、行政不服審査法の適用がない特別の不服申立ての方式であり、法律によるものとしては、地方自治法に基づく直接請求の署名簿の署名に関するもの、公職選挙法に基づく地方自治体の議会の議員及び長の選挙の効力に関するもの等があげられるが、条例に異議の申出制度を規定するかについては、慎重に検討しなければならない。</p> <p>法に基づく異議の申出制度においては、行政機関の判断に不服ならば、司法の判断を求める仕組みが用意されているが、条例に基づく異議の申出制度を司法判断につなげることは、行政事件訴訟法第42条の規定により不可能である(住民訴訟や損害賠償請求訴訟の可能性は否定できないが、それは、異議の申出制度の有無にはかわからない)。したがって、条例に基づく異議の申出制度は、後続する手続として司法という第三者による客観的かつ公正な判断という担保がなく、実行当事者である市長又は選挙管理委員会の判断で終わってしまい、いわば「中途半端な」制度にとどまざるをえず、混乱を増すだけとなる可能性もある。しかし、市長や選挙管理委員会に再考を促す契機をもたらし、その上での市長等の判断の是非については、広く世論の判断にゆだねることは、政治的責任に支えられて制度設計されている諮問型住民投票制度においては、十分な意味があると考えられることできる。</p> <p>また、異議の申出を制度化する場合、申出に対する市長等の判断に際して、第三者機関の諮問・答申を求める方式も考えられる。さらに、本市のようにオンブズマン制度を持つ場合には、それを活用する仕組みを工夫することも考えられる。</p>
19-2	異議の申出(不服申立て)制度導入の範囲	<p>異議の申出の対象事項については、投票資格者名簿の登載に関する異議、署名簿に関する異議、住民投票の対象事項に関する異議、設問及び選択肢に関する異議が考えられるが、どの範囲で適用すべきかについては、実務的な面も含めて検討する必要がある。</p> <p>なお、投票資格者名簿の登載に関することについては、行政不服審査法の対象となりえる「行政処分」と考えられることから、当然、法に基づく不服申立てを行うことは可能と考えられる。</p>

## 20 再請求・再投票

	論 点	論点に対する考え方
20-1	再請求・再投票の禁止期間を設けることの是非	<p>住民投票にかけられる事案については、ある時点において、その対象地域がおかれている条件の中で住民が判断を行うものであり、社会経済情勢等の基礎的な条件が変化すれば、同一事案であっても異なる結果が導き出される可能性がある。そのため、再請求・再投票を全く認めないという制度設計には問題があり、ある程度の期間を経過した場合は、再請求・再投票を認めることが妥当と考えられる。</p>
20-2	再請求・再投票の禁止期間	<p>再請求・再投票の禁止期間を設定するとした場合、どの程度の期間設定が適切なのかという問題がある。あまり短い期間であると住民投票の結果が不安定なものとなるが、一方、あまりにも長い期間にすれば、社会状況や住民の意思の変化が生じる可能性があるにもかかわらず、それに対応することができないために民意の反映ができず、行政の硬直化を招くおそれがある。</p> <p>この判断については、予算的な制約の観点も含めて、具体的な期間設定は政策的判断にゆだねられることになるが、他の自治体の事例や選挙との関係を考えれば、再請求・再投票の禁止期間は、1年未満では短く、4年以上では長すぎるといふこととなり、1年以上4年未満の間で判断されることが妥当と考えられる。</p>